

国の示す基準と本市の基準(案)との比較

参考資料

	国の示す基準（厚生労働省令）	基準類型	本市の基準案（紋別市条例案）	備考
従事する者 職員	次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 1 保育士資格を有する者 2 社会福祉士資格を有する者 3 高等学校卒業等者で2年以上児童福祉事業に従事したもの 4 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 5 大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、卒業した者 6 大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、大学院への入学が認められた者 7 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、卒業した者 8 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学等を修習し、卒業した者 9 高等学校卒業等者で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し、市町村長が適当と認めたもの （厚生労働省令第10条第3項）	従うべき	国の基準どおり （紋別市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項）	従うべき基準であり、国の基準と同一とする。
	この省令の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 （附則第2条）	従うべき	国の基準どおり （附則第2条）	
員数 職員数	支援の単位（1クラス）ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 （第10条第2項）	従うべき	国の基準どおり （第11条第2項）	従うべき基準であり、国の基準と同一とする。
	支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 （第10条第5項）	従うべき	国の基準どおり （第11条第5項）	

国の示す基準と本市の基準(案)との比較

参考資料

集団の規模	一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 (第10条第4項)	参酌	国の基準どおり (第11条第4項)	国の基準を下回る本市の実情がなく、同一基準とする。 ※国の基準もこれまでと同様であり、本市でも運営要綱で原則40名までとしており、今後も引き続き適正規模と考える。
施設・設備	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(専用区画)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 (第9条第1項)	参酌	国の基準どおり (第10条第1項)	国の基準を下回る本市の実情がなく、同一基準とする。 ※国の基準もこれまでと同様であり、本市現状もおおむね1.65平方メートル以上となっている。
専用区画の面積	専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。 (第9条第2項)	参酌	国の基準どおり (第10条第2項)	
開所日数	1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮して、当該事業所ごとに定める。 (第18条第2項)	参酌	国の基準どおり (第19条第2項)	国の基準を下回る本市の実情がなく、同一基準とする。 ※国の基準もこれまでと同様であり、本市現状も、年間250日を超えて開所している。
開園時間	(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業1日につき8時間 (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業1日につき3時間 (第18条第1項)	参酌	国の基準どおり (第19条第1項)	国の基準を下回る本市の実情がなく、同一基準とする。 ※国の基準もこれまでと同様であり、本市現状も、平日おおむね5時間、休日9.5時間、開所している。
条項の追加		—	放課後児童健全育成事業者は、紋別市暴力団排除条例(平成25年条例第41号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者であってはならない。 (第6条)	児童及び保護者が安全かつ安心に支援を受けられる環境を整備する観点から、放課後児童健全育成事業者から暴力団は排除すべきと判断し、市独自に条項を追加する。

国の示す基準と本市の基準(案)との比較

参考資料

その他の基準	・「利用者を平等に取り扱う原則」 (第11条)	参酌	国の基準どおり (第12条)	国の基準を下回る本市の実情がなく、同一基準とする。
	・「虐待等の禁止」 (第12条)	参酌	国の基準どおり (第13条)	
	・「衛生管理の対応」 (第13条)	参酌	国の基準どおり (第14条)	
	・「秘密保持等」 (第16条)	参酌	国の基準どおり (第17条)	
	・「苦情への対応」 (第17条)	参酌	国の基準どおり (第18条)	
	・「保護者との連携」 (第19条)	参酌	国の基準どおり (第20条)	
	・「関係機関との連携」 (第20条)	参酌	国の基準どおり (第21条)	
	・「事故発生時の対応」 (第21条)	参酌	国の基準どおり (第22条)	